

瀬戸市道の駅の設置及び管理に関する条例をここに公布する。

平成 22 年 6 月 30 日

瀬戸市長 増岡 錦也

瀬戸市条例第 27 号

瀬戸市道の駅の設置及び管理に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 1 項の規定に基づき、瀬戸市道の駅の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第 2 条 地域の農産物等の展示販売等及び地域情報の発信等により地域産業の活性化並びに市民及び来訪者（以下「入場者」という。）の相互の交流の促進を図るとともに、道路利用者への良好な休憩の場及び道路情報を提供するため、瀬戸市道の駅（以下「道の駅」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第 3 条 道の駅の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 道の駅瀬戸しなの

位置 瀬戸市品野町 1 丁目 126 番地の 1

(施設)

第 4 条 道の駅を構成する施設は、次のとおりとする。

地域振興施設

情報提供施設

公衆便所

多目的広場

## 駐車場

### (開場時間)

第5条 道の駅の開場時間は、次の表のとおりとする。

区 分	開 場 時 間
地域振興施設	午前9時から午後6時まで
情報提供施設	午前0時から午後12時まで
公衆便所	
多目的広場	
駐車場	

- 2 前項の規定にかかわらず、市長は、特に必要があると認めるときは、開場時間を変更することができる。

### (休場日)

第6条 道の駅の休場日は、次の表のとおりとする。

区 分	休 場 日
地域振興施設	1月1日から同月4日まで 12月30日及び同月31日
情報提供施設	なし
公衆便所	
多目的広場	
駐車場	

- 2 前項の規定にかかわらず、市長は、特に必要があると認めるときは、休場日を変更し、又は臨時に休場することができる。

### (入場者等の遵守事項)

第7条 入場者及び第13条の規定により承認を受けたもの（第9条において「入場者等」という。）は、道の駅の入場又は利用に当たっては、この条例及びこれに基づく規則の規定を遵守しなければならない。

（入場又は利用の制限）

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、道の駅の入場又は利用を制限することができる。

公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。

施設、設備、備品等（以下「施設等」という。）を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。

その他施設等の管理上支障があるとき。

（損害賠償の義務）

第9条 入場者等は、故意又は過失により施設等を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長が損害を賠償させることが適当でないとき認めるときは、この限りでない。

（駐車場における事故等の免責）

第10条 駐車場における次の各号のいずれかに該当する損害については、市は、その責めを負わない。

盗難による損害

自動車相互の衝突、接触その他の事故による損害

天災地変又は不可抗力による損害

前3号に掲げるもののほか、本市の責めに帰さない事由により生じた損害

（指定管理者）

第11条 市長は、道の駅の管理を法人その他の団体であつて瀬戸市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成16年瀬

戸市条例第16号)の規定により市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせるものとする。

(指定管理者が行う業務)

第12条 前条の規定により、指定管理者に行わせる業務は、次の各号に掲げるものとする。

第2条に規定する目的を達成するための事業の実施に関する業務  
施設等の維持管理に関する業務

前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

(利用の承認)

第13条 施設を農産物等の展示販売等の目的で利用しようとするものは、市長が定める利用の基準の範囲内において、指定管理者の承認を受けなければならない。

(利用料金)

第14条 前条の規定により利用の承認を受けたものは、その利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を指定管理者に支払わなければならない。

2 利用料金は、次の表に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める。

区 分	金 額
市内産農産物(本市の区域内で生産された農産物をいう。)の販売	売上金額の15%以内の額
上記以外	売上金額の30%以内の額

3 利用料金は、指定管理者の収入とする。

4 利用料金の收受等に関し必要な事項は、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める。

( 利用料金の減免 )

第 1 5 条 指定管理者は、市長が特に認める場合は、利用料金を減額し、又は免除することができる。

( 委任 )

第 1 6 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

( 施行期日 )

1 この条例は、公布の日から起算して9月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

( 準備行為 )

2 指定管理者の指定に関する手続きその他この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行前において行うことができる。

瀬戸市道の駅の設置及び管理に関する条例をここに公布する。

平成 22 年 6 月 30 日

瀬戸市長 増岡 錦也

瀬戸市条例第 27 号

瀬戸市道の駅の設置及び管理に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 1 項の規定に基づき、瀬戸市道の駅の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第 2 条 地域の農産物等の展示販売等及び地域情報の発信等により地域産業の活性化並びに市民及び来訪者（以下「入場者」という。）の相互の交流の促進を図るとともに、道路利用者への良好な休憩の場及び道路情報を提供するため、瀬戸市道の駅（以下「道の駅」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第 3 条 道の駅の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 道の駅瀬戸しなの

位置 瀬戸市品野町 1 丁目 126 番地の 1

(施設)

第 4 条 道の駅を構成する施設は、次のとおりとする。

地域振興施設

情報提供施設

公衆便所

多目的広場

## 駐車場

### (開場時間)

第5条 道の駅の開場時間は、次の表のとおりとする。

区 分	開 場 時 間
地域振興施設	午前9時から午後6時まで
情報提供施設	午前0時から午後12時まで
公衆便所	
多目的広場	
駐車場	

- 2 前項の規定にかかわらず、市長は、特に必要があると認めるときは、開場時間を変更することができる。

### (休場日)

第6条 道の駅の休場日は、次の表のとおりとする。

区 分	休 場 日
地域振興施設	1月1日から同月4日まで 12月30日及び同月31日
情報提供施設	なし
公衆便所	
多目的広場	
駐車場	

- 2 前項の規定にかかわらず、市長は、特に必要があると認めるときは、休場日を変更し、又は臨時に休場することができる。

### (入場者等の遵守事項)

第7条 入場者及び第13条の規定により承認を受けたもの（第9条において「入場者等」という。）は、道の駅の入場又は利用に当たっては、この条例及びこれに基づく規則の規定を遵守しなければならない。

（入場又は利用の制限）

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、道の駅の入場又は利用を制限することができる。

公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。

施設、設備、備品等（以下「施設等」という。）を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。

その他施設等の管理上支障があるとき。

（損害賠償の義務）

第9条 入場者等は、故意又は過失により施設等を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長が損害を賠償させることが適当でないとき認めるときは、この限りでない。

（駐車場における事故等の免責）

第10条 駐車場における次の各号のいずれかに該当する損害については、市は、その責めを負わない。

盗難による損害

自動車相互の衝突、接触その他の事故による損害

天災地変又は不可抗力による損害

前3号に掲げるもののほか、本市の責めに帰さない事由により生じた損害

（指定管理者）

第11条 市長は、道の駅の管理を法人その他の団体であって瀬戸市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成16年瀬

戸市条例第16号)の規定により市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせるものとする。

(指定管理者が行う業務)

第12条 前条の規定により、指定管理者に行わせる業務は、次の各号に掲げるものとする。

第2条に規定する目的を達成するための事業の実施に関する業務  
施設等の維持管理に関する業務

前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

(利用の承認)

第13条 施設を農産物等の展示販売等の目的で利用しようとするものは、市長が定める利用の基準の範囲内において、指定管理者の承認を受けなければならない。

(利用料金)

第14条 前条の規定により利用の承認を受けたものは、その利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を指定管理者に支払わなければならない。

2 利用料金は、次の表に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める。

区 分	金 額
市内産農産物(本市の区域内で生産された農産物をいう。)の販売	売上金額の15%以内の額
上記以外	売上金額の30%以内の額

3 利用料金は、指定管理者の収入とする。

4 利用料金の收受等に関し必要な事項は、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める。

( 利用料金の減免 )

第 1 5 条 指定管理者は、市長が特に認める場合は、利用料金を減額し、又は免除することができる。

( 委任 )

第 1 6 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

( 施行期日 )

1 この条例は、公布の日から起算して9月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

( 準備行為 )

2 指定管理者の指定に関する手続きその他この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行前において行うことができる。